【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成22年10月15日

【発行者名】 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信

(連絡場所)

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 JFアジア・成長株・ファンド

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券の金額】

6,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

JFアジア・成長株・ファンド(以下「当ファンド」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と表記されている場合がありますが、上述のとおり当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、適宜「受益権」とお読み替えください。

当ファンドの受益権は、格付を取得していません。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

(3)【発行(売出)価額の総額】

6,000億円を上限とします。

なお、上記金額には、後記「(5)申込手数料」は含みません。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。 なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額(1万口当たり)は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額 (1万口当たり)は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社については、後記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。

(5)【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*}は、2.1%(税抜2.0%)が上限となっています。

* 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額(以下「消費税等」または「税」といいます。)を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社については、後記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。

「自動けいぞく投資^{*}契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

* 自動けいぞく投資とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものです。ただし、受益者が収益分配金の再投資停止にかかる販売会社所定の手続をとった場合は、収益分配金を受け取ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

10万円以上1円単位とします。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約^{*1}」を締結します。また、自動けいぞく投資契約に加えて、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^{*2}を取交わした場合、当該契約で規定する取得申込みの単位によるものとします。

- * 1 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- *2 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

平成22年10月16日から平成23年10月14日までとします。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所	本店および本社所在地
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号

⁽注)国内の全ての本・支店等において申込みおよび払込みの取扱いを行います。

(9)【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して4営業日目までに取得申込代金*を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金を支払いいただく場合があります。

* 取得申込代金とは、申込金(発行価格×取得申込口数)に、申込手数料(税込)を加算した金額です。

取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

投資者は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

(12)【その他】

申込証拠金はありません。申込金には利息はつきません。

日本以外の地域における受益権の発行はありません。

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行いたしました。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、当ファンドの信託約款の定めにより、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録することを申請できることから、原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を、受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請いたしました。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】
- (イ) ファンドの目的

当ファンドは、日本を除くアジア各国の株式を実質的な投資対象とし、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用*を行います。

* 運用は、当ファンドと「実質的に同一の運用の基本方針」を有するJFアジア・成長株・マザーファンド(適格機関 投資家限定)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一(マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。)のものをいいます。

(ロ) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

(八) 基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類*1-追加型投信/海外/株式

属性区分*2-投資対象資産:その他資産(投資信託証券(株式 一般))*3

*3 マザーファンドへの投資を通じて、株式に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産(投資信託証券(株式 一般))と記載しています。

決算頻度:年2回 投資対象地域:アジア

投資形態:ファミリーファンド 為替ヘッジ:あり(適時ヘッジ)

* 1 商品分類の定義(社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針)

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産と ともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

*2 属性区分の定義(社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針)

投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式 一般)): 親投資信託への投資を通じて、主として株式に投資するもののうち大型株属性 [*] 、 中小型株属性 [*] のいずれにもあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年2回: 目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	アジア: 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド: 目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにの み投資されるものを除く。)を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	あり(適時ヘッジ): 目論見書または信託約款において、弾力的に為替のヘッジを行う旨の記載がある もの。

^{*「}大型株属性」……目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの。 「中小型株属性」…目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。

(参考)社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		+# -+
	国内	株 式
単位型		債 券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
	内 外	()
		 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

⁽注)上記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作 成したものが含まれます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式一般	年1回	グローバル		
1 770 144	年 2 回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
社頃 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
 不動産投信	日々	中南米		<i>t</i> >1
その他資産	その他	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
での個質性 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス:http://www.toushin.or.jp/

(二) ファンドの特色

マザーファンドを通じて、投資対象国の株式の中から、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

投資対象国は、ベンチマークの構成国とします。

<ベンチマークの構成国>

中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン

(平成22年6月末現在)

(注)ベンチマークの構成国は変更される場合があります。また、投資対象国市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。ベンチマークについては、後記 をご参照ください。

投資対象国を含むアジア地域の経済状況の分析を行い、銘柄選択に生かします。

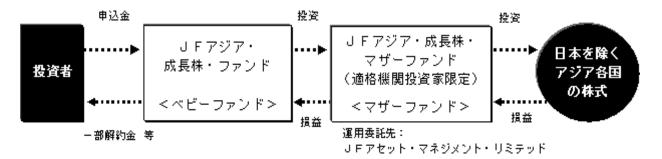
アジア地域における年間約5,600件*(平成21年実績)の企業取材*を基に、成長性があり、かつ割安な銘柄を中心に投資します。

* アジア・太平洋地域グループ(以下「PRG」といいます。)における年間延べ取材件数です(日本を除きます。)。「企業取材」とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。PRGは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社のアジア・太平洋地域においてJFストラテジーに基づく株式運用を行うポートフォリオ・マネジャーで構成されます。PRGのポートフォリオ・マネジャーは、同グループの各地域のポートフォリオ・マネジャーと意見交換し、各銘柄の調査・分析を行っております。「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

為替ヘッジは弾力的に対応します。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。



当ファンドのベンチマークは、 $MSCIオール・カントリー・ファーイースト・インデックス(除く日本、配当なし、円ベース) <math>^*$ とします。

当ファンドは、ベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象国市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

* 当ファンドのベンチマークは、MSCI Inc.が発表したMSCIオール・カントリー・ファーイースト・インデックス (除く日本、配当なし、ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。 MSCIオール・カントリー・ファーイースト・インデックス(除く日本)は、MSCI Inc.が発表しております。同 インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しております。

委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限をJFアセット・マネジメント・リミテッド^{*}(香港法人)に委託します。

JFアセット・マネジメント・リミテッドはJPモルガン・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド^{*}より投資助言を受けてマザーファンドを運用します。

* JFアセット・マネジメント・リミテッド、JPモルガン・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドおよび委託会社は、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。

(2)【ファンドの沿革】

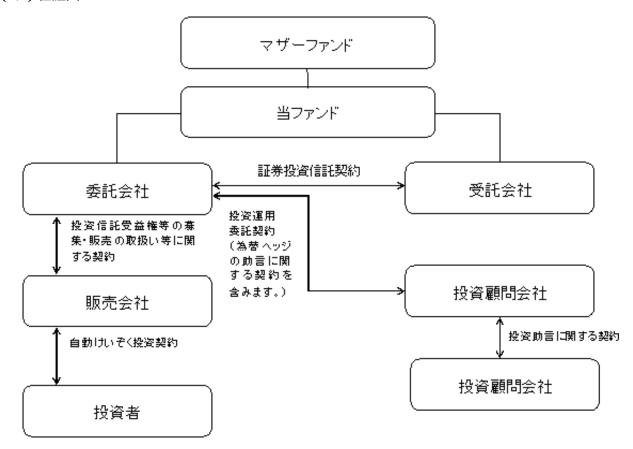
平成3年7月19日 当ファンドの信託契約締結、および設定・運用開始

平成5年11月8日 当ファンドの決算日の変更(年1回から年2回へ)

平成14年5月17日 マザーファンドの信託契約締結・設定、およびファミリーファンド方式の運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

(イ)仕組図



(ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している 契約等の概要

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

三菱UF J信託銀行株式会社(受託会社)

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理 業務および信託財産の計算等を行います。

JFアセット・マネジメント・リミテッド(投資顧問会社)

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。また、委託会社に当ファンドにおける為替ヘッジに関する助言を行います。

JPモルガン・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド(投資顧問会社)

JFアセット・マネジメント・リミテッドとの契約により、同社に対し、マザーファンドの運用指図にかかる助言を行います。

野村證券株式会社(販売会社)

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

* 販売会社にて所定の手続をとった場合に限ります。

(八) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円 (有価証券届出書提出日現在)

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第330号

設立年月日 平成2年10月18日

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社(委託会社)設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併 し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変 更

平成18年 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況(有価証券届出書提出日現在)

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・ マネジメント (アジア) インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(イ)運用方針

当ファンドは、信託財産の成長をはかることを目的として、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンドにおいては、日本を除くアジア各国の株式の中から、収益性、成長性、安定性等を総合的に 勘案して選定した銘柄に投資し、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。

(口)投資態度

マザーファンドは、上記 (イ) の株式に主として投資し、またその株式に連動する投資成果を得ることを目的とするカバード・ワラントおよび株価連動社債*に、一定の範囲内において投資する場合があります。

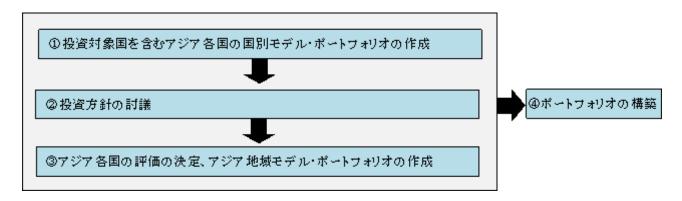
* カバード・ワラントとは、オプション(ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日または期間において、一定のレートまたは価格で取引する権利)を証券化したものをいい、株価連動社債とは、ある株式(複数の銘柄の場合を含みます。)の価格に連動する投資成果を得ることを目的として組成される社債をいいます。(以下同じ。)

運用プロセス

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたJFアセット・マネジメント・リミテッドは、 以下のプロセスにしたがい、積極的な運用を行います。



投資対象国を含むアジア各国の国別モデル・ポートフォリオの作成

PRGに属する国別スペシャリスト*1が、それぞれの担当国に特化して現地に密着した企業取材を行い、次の2つの視点から各企業の分析を行います。

ビジネスの構造的な質(長期的な視点):業種としての魅力、業種内での競争力、財務・経営状況等による企業の安定性、資本構成、経営者の質、配当政策等

期待される相対的な株価収益 (短中期的な視点) : 株価バリュエーションの絶対的・相対的な割高・割安感、株価バリュエーション再評価の可能性、業種全体の動向、流動性、情報の量と質等

上記の分析に基づき、国別スペシャリストは、株価収益が各国市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、各企業を 1~5の銘柄評価(1=もっとも市場を上回る株価収益が期待できる銘柄、5=もっとも市場を下回ると思われる銘柄)に格付けします。1または2と格付けされた銘柄を中心に、国別スペシャリストにより、業種分散や流動性等にも配慮しながら国別モデル・ポートフォリオ *2 が作成されます。国別モデル・ポートフォリオは、投資対象国を含むアジア各国について作成し、投資対象国につき他のアジア諸国から受ける影響や相対的な魅力度を判断して、後記 以下のプロセスで活用します。

- * 1 国別スペシャリストとは、それぞれの担当国に特化して現地に密着した調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャーのことをいいます。
- *2 国別モデル・ポートフォリオとは、国別スペシャリストが構築するその国の銘柄のみで構成されたモデル・ポートフォリオ(参考となる標準的な構成銘柄等の一覧)です。

投資方針の討議

週次で開催されるPRGミーティングにおいて、国別スペシャリストと地域スペシャリスト*は、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループからの金利、為替動向等の情報を参考に、PRGの投資方針の鍵となる以下の確認・討議を行います。

前記 で作成された各国の国別モデル・ポートフォリオの確認

後記 でアセット・アロケーション委員会により決定される国別評価の土台となる、アジア各国の各市場の投資魅力度についての討議

また、前回のPRGミーティングの討議内容、および前回の後記 のアセット・アロケーション委員会で 決定された国別評価についての検討・議論も行います。

* 地域スペシャリストとは、アジア地域全体をカバーして調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャーのことをいい ます。

アジア各国の評価の決定およびアジア地域モデル・ポートフォリオの作成

前記 における P R G ミーティングでの討議に基づき、隔週で開催されるアセット・アロケーション委員会において、アジア各国市場の投資魅力度につき国別評価を決定します。各国市場の株価収益がアジア市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、1 ~ 5 の国別評価(1 = もっともアジア市場を上回る株価収益が期待できる国、5 = もっともアジア市場を下回ると思われる国)に格付けします。この国別評

価に基づき国別配分を決定し、アジア各国の国別モデル・ポートフォリオを組み合わせ、アジア地域全体のモデル・ポートフォリオを作成します。

ポートフォリオの構築

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、前記 で作成された投資対象国の国別モデル・ポートフォリオおよび前記 で作成されたアジア地域全体のモデル・ポートフォリオにおける投資対象国の組入比率を参考にしながら、マザーファンドの投資目的、リスク、運用ガイドライン等を考慮し、マザーファンドのポートフォリオの組入銘柄およびその比率を決定します。また、ポートフォリオの構築に際し、JPモルガン・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドからの投資助言を参考とします。なお、前記の運用プロセスを経ることにより、組入銘柄は銘柄評価が1または2の銘柄が中心となりますが、市場環境や売買のタイミング、流動性等の理由により、評価上位銘柄の非保有や、評価下位銘柄の保有が生じる場合があります。

為替ヘッジについて

為替ヘッジは、JFアセット・マネジメント・リミテッドの助言を参考に委託会社が判断し、執行します。 市況環境やファンドの資金動向等に応じて、弾力的に行います。(為替ヘッジは当ファンドで行い、原則と してマザーファンドでは為替ヘッジは行いません。)

為替ヘッジを行うにあたっては、次の方針で対処します。

- (a) アジア各国通貨の対円での値動きが、円安基調にあると判断する場合、外貨建資産に対する為替へッジは行いません。
- (b) アジア各国通貨の対円での値動きが、円高基調にあると判断する場合、外貨建資産に対する為替へッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。
- (c) 当該通貨に対して直接為替ヘッジを行うことを原則とします。ただし、直接為替ヘッジを行うことが容易でないと委託会社が判断する通貨に対しては、米国ドル等の主要国通貨を用いて間接的に行います。(以下、「他通貨ヘッジ」といいます。)

外貨建資産に対する実質ヘッジ比率(他通貨ヘッジ^{*}を含みます。)を100%程度まで高める場合があります。

他通貨へッジを行った場合には、ヘッジ対象となる通貨の値動きと米国ドル等の実際にヘッジ取引に使用した通貨の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られるとは限りません。したがって、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

(2)【投資対象】

(イ) 委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下(イ)において同じ。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。(JFアジア・成長株・ファンド約款(以下「信託約款」といいます。))

株券または新株引受権証書

国債証券

地方債証券

特別の法律により法人の発行する債券

社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。以下同じ。)

コマーシャル・ペーパー

外国または外国の者の発行する証券または証書で、 から までの証券または証書の性質を有する もの

新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株 予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みま

す。以下同じ。)

投資信託証券(外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、 クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)

外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

外国法人が発行する譲渡性預金証書

指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。以下同じ。)

貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものおよび外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するもの

なお、 の証券または証書および の証券または証書のうち の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 から までの証券および の証券のうち から までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(ロ) 委託会社は、信託金を、前記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象(金融商品取引法 第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用する ことを指図することができます。

預金

指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。) コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

外国の者に対する権利で の権利の性質を有するもの

(八) 前記(イ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの投資対象

- (イ) マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限ります。)にかかる権利
 - (1)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法施行前の旧証券取引法(以下「旧証取法」といいます。)第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。)にかかる権利
 - (2)有価証券オプション取引(旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。)にかかる権利
 - (3)外国市場証券先物取引(旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。) にかかる権利
 - (4)有価証券店頭指数等先渡取引(旧証取法第2条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引を いいます。)にかかる権利
 - (5)有価証券店頭オプション取引(旧証取法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。)にかかる権利
 - (6)有価証券店頭指数等スワップ取引(旧証取法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。)にかかる権利
 - (7)金融先物取引(金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。)にかかる権利

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (8)スワップ取引(金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。)にかかる権利
- (9)外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。)において行われる有価証券先物取引(旧証取法第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。)と類似の取引にかかる権利
- ハ.金銭債権(イ、ロ、二に掲げるものを除きます。)
- 二.約束手形(イに掲げるものを除きます。)
- 2. 為替手形
- (ロ) 委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下(ロ)において同じ。)に投資することを指図します。

株券または新株引受権証書

国債証券

地方債証券

特別の法律により法人の発行する債券

社債券

コマーシャル・ペーパー

外国または外国の者の発行する証券または証書で、からまでの証券または証書の性質を有する もの

新株引受権証券および新株予約権証券

投資信託証券

外国貸付債権信託受益証券

外国法人が発行する譲渡性預金証書

指定金銭信託の受益証券

貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの

外国の者に対する権利で の有価証券の性質を有するもの

なお、 の証券または証書および の証券または証書のうち の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 から までの証券および の証券のうち から までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(八) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

預金

指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。) コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

外国の者に対する権利で の権利の性質を有するもの

(二) 前記(口)の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記(八)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

・当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券にかかる運用体制

JFアセット・マネジメント・リミテッドのアジア株式運用は、約70名(平成22年8月末現在)のアジア・太平洋地域グループ(PRG)のメンバーが携わっています。

PRGは国別スペシャリストと地域スペシャリストにより構成され、それぞれの役割を補完し合ってい

ます。

国別スペシャリストと地域スペシャリストとの間で行われるPRGミーティングで、アジアの投資方針が討議されます。

PRGでは企業取材を重視しており、年間で延べ約5,600件(日本を除く)の企業取材を行っています。 (平成21年実績)

国別スペシャリストにより作成される国別モデル・ポートフォリオと、PRGの投資方針を踏襲し作成されるアジア地域モデル・ポートフォリオを参考に、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは最終的な投資判断を行います。なお、投資判断の際には、JPモルガン・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドに所属するPRGのメンバーからの投資助言を参考にします。

JFアセット・マネジメント・リミテッドのセントラル・ディーリング部門は、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買執行を行います。

運用部門から独立したJFアセット・マネジメント・リミテッドの内部管理部門においては、当ファンドの運用成果やリスク水準の妥当性、有価証券の取引の適正性および投資方針・投資範囲・投資制限等の遵守状況のチェックを行います。

(注)上記のマザーファンドの運用体制、組織名称等は、平成22年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・為替ヘッジにかかる運用体制

為替ヘッジに関しては、当ファンドにおいて、JFアセット・マネジメント・リミテッドの助言を参考に委託会社の運用商品管理部門が為替ヘッジの為の投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のリスク管理部門により検証されます。

・委託会社による、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先および受託会社に対する管理体制 委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先の管理については、社内規程を定め、その 規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等 を行うことにより管理しております。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。さらに、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

(4)【分配方針】

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益 (評価益を含みます。) 等の全額とします。

(詳細については信託約款第39条第1項をご参照ください。)

分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象 収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<参考>

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)について販売会社に交付され、税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿

に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金の再投資停止にかかる販売会社所定の手続をとった場合は、収益分配金を受 け取ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5)【投資制限】

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めて います。

株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、外国通貨表示の預金 その他の資産をいいます。以下同じ。)への実質投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市 場(金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。)または外国金融商品市場に 上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場 または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしま す。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券に ついては、この限りではありません。

同一銘柄の株式等への投資制限

- A 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託 財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純 資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- B 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマ ザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち 信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとな る投資の指図をしません。
- C 前記AおよびBにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの 受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引 受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

新株引受権証券等への投資制限

- A 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のう ち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることと なる投資の指図はしません。
- B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額 に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および当該新株予約権証券 の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券への投資制限

- A 委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属す る当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資 産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額 に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得 た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマ ザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち

信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ここで「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます(以下同じ。)。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1から3の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
 - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない 範囲内とします。
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における 通貨にかかる先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション 取引を次の1から3の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1から3の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額(以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の実質外貨建資産組入可能額(信

託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。) に信託財産が 限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建 貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余資投資対象運用額等の額より少な い場合には実質外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にか かる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額 が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつで規定する全 オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5% を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスク を回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて はこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザー ファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額 の合計額(以下Cにおいて「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資 産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少し て、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託 会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D 前記Cにおいてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産 に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマ ザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価 総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- E スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価する
- F 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の 提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1お よび2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計 額を超えないものとします。
 - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える 額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとしま

特別の場合の外貨建有価証券への投資

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に は、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託 財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財 産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。) との合計額につい て、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに 有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による一部解約金ならびに売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。 資金の借入れ

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第2項各号に規定する投資対象の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- C 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の 申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(参考)マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限

A 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額

の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

B 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託 財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図はしません。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、 信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
 - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における 通貨にかかる先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション 取引を次の1から3の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における 金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類 似の取引を次の1から3の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第17

条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額(以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余資投資対象運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全 オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスク を回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能 なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価する ものとします。
- E 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の 提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の 予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の 申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。
- (ロ)投資信託及び投資法人に関する法律および金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受け、変動することがあります。(発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。)また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受け、変動することがあります。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式(株価指数先物取引を含みます。)の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動・下落する可能性があります。

為替変動リスク

為替相場の変動がマザーファンドの信託財産の価値に影響を与え、当ファンドの基準価額が変動します。 当ファンドは、為替ヘッジを弾力的に行いますが、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。 また、他通貨ヘッジを行った場合、ヘッジ対象となる通貨の値動きと実際にヘッジ取引に使用した通貨の 値動きが異なる場合が想定され、これによる為替変動の影響により損失を生じることがあります。

カントリーリスク

アジア地域における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受けマザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

- ・先進国と比較して、一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、これらに起因する諸問題が株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・株式・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があり、その結果株式・通貨の価格変動が大きくなることがあります。
- ・先進国と比較して、有価証券が取引される市場、会計基準等に関する法規制の制度や社会基盤が未整備で、財務状況等の情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なる場合があり、また、政府当局が様々の規制を一方的に導入することもあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用 されたりすることもあります。

流動性のリスク

新興国の株式は先進国の株式に比べて、市場での売買高が少ない場合があり、売買注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。特に、急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、そのような状況に陥る可能性が高まります。その場合には、当該株式の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。急 カバード・ワラント、株価連動社債のリスク

マザーファンドがカバード・ワラントや株価連動社債に投資する場合、当該有価証券の原資産(連動対象となる株式または株価指数)にかかる株価変動リスク、為替変動リスク等に加え、当該有価証券の発行体自体の信用リスクも生じます。なお、一般に信用リスクとは、債務者の倒産や財務状況の悪化、あるいは債務者の所在する国家の政情不安等により、債務者が債権者に対して元金、償還金や利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該債務者が発行する債券やカバード・ワラントの価格は下落(価

格がゼロになることもあります。) しやすくなります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金 (現金または有価証券)を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオの構成銘柄や業種配分は、ベンチマークとは異なるものになります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値の値動きが投資対象国の株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、マザーファンドの信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化に対応するため、および投資効率等の観点等から、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。(ベンチマークを変更することもあります。)また、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先、または当ファンドについて為替ヘッジに関する助言を受ける先を変更する場合があります。

解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合にも、原則として、迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用が

EDINET提出書類

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

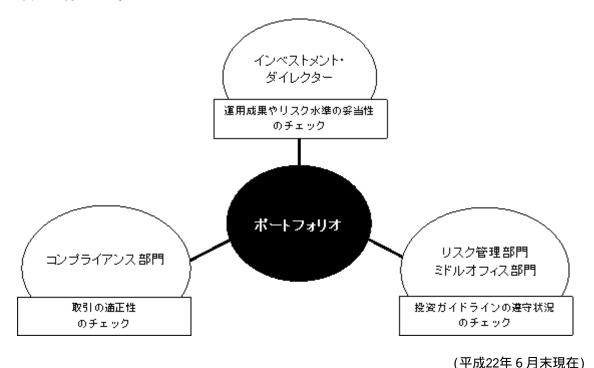
できなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資 産規模にならないことがあり得ます。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致し た運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変 動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

(2) リスク管理体制

運用のリスク管理体制

以下は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、JFアセット・マネジメント・リミテッドにおけるものです。同社では、運用部門から独立した以下の各部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



- ・インベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準が妥当であるかをチェックするため、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーから対ベンチマークでのオーバーウェイトおよびアンダーウェイト*の状況の説明を受け、議論するための検討会を四半期毎に実施します。
 - * オーバーウェイト:資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より多くすること。

アンダーウェイト: 資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より少なくすること。

- ・コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性の チェックを行います。
- ・投資ガイドライン^{*}違反を未然防止するためのモニター・システムをポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合は、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには、警告がなぜ無効となるのか理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、リスク管理部門およびミドルオフィス部門により、無効の理由が妥当なものであるかどうかが検証されます。
 - * マザーファンドの投資方針、投資範囲、投資制限等の詳細を定めた、内部のガイドラインです。

為替ヘッジについてのリスク管理体制

当ファンドにおいて為替ヘッジを行う場合、委託会社のリスク管理部門が日々為替ヘッジ状況をモニター します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、2.1%(税抜2.0%)が上限となっています。

申込手数料の詳細(具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法)につきましては、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社	本店および本社所在地
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(注) 国内の全ての本・支店等において申込みおよび払込みの取扱いを行います。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率0.924~0.819%(税抜0.88~0.78%)を乗じて得た額とします。

信託報酬の総額は、年率0.8715%(税抜0.83%)を乗じた額(基準報酬)に、後記の実績報酬を加減して得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を 支払います。(実績報酬は、委託会社への配分部分について加減されます。)その結果、実質的な信託報酬 の配分は、次のとおりとなります。

∕⇒≐€₹₽₩₩₩₩₩	委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬の配分 (純資産総額に対し) 	年率0.504~0.399% (税抜0.48~0.38%)	年率0.315% (税抜0.30%)	年率0.105% (税抜0.10%)

委託会社の受ける報酬には、運用委託先への報酬(信託財産の純資産総額に対し年率0.3%に実績報酬 (税抜)を加減した額)が含まれています。

・実績報酬

実績報酬は、前営業日の信託財産の純資産総額に対し基準価額倍率に応じた以下の率を乗じて得た額とします。基準価額倍率とは、日々の基準価額の前計算期間末基準価額に対する割合をいいます。

基準価額倍率が120%以上	年+0.0525%(税抜+0.05%)
基準価額倍率が110%以上120%未満	年+0.0315%(税抜+0.03%)
基準価額倍率が90%以上110%未満	ゼロ
基準価額倍率が80%以上90%未満	年 - 0.0315%(税抜 - 0.03%)
基準価額倍率が80%未満	年 - 0.0525%(税抜 - 0.05%)

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に信託財産中から支 弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

1 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引、オプション取引および外国為替取引にかかる費用(売買委託手数料)が実費で

かかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用(下記2に該当するものを除きます。)、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

カバード・ワラントまたは株価連動社債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券(以下総称して「投資信託証券」といいます。)に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

- (a)運用報酬
- (b)運用に付随して発生する費用
- (c) 法人の運営のための各種の費用(投資法人および外国投資法人のみ)

また、投資信託証券の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。

マザーファンドにおいても、上記からまでの費用等を負担します。

上記 から までの費用等は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。さらに、これらの費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。当該費用等は、認識された時点で、ファンドの計理基準に従い信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

2 信託事務の処理および監査に関する諸費用を信託財産で負担します。

委託会社は、信託事務の処理および監査に関する諸費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。)を当該諸費用とみなし、委託会社はそのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成22年8月末 現在適用されるものです。

個別元本について

追加型の公募株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申 込手数料にかかる消費税等は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度 当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。)

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を 控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱について

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ)収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%(所得税 7% および地方税 3%) *となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

* 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

(口)換金時・償還時

解約価額、買取価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%(所得税7%および地方税3%)^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。(損益通算については後記(八)損益通算についてをご参照ください。)

上記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%(所得税 7 % および地方税 3 %) *2の税率で源泉徴収されます。

*1 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

*2 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

(八)損益通算について

公募株式投資信託(当ファンドを含みます。以下同じ。)の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等*の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。

損益通算の条件等については、税務専門家(税務署等)または販売会社にご確認ください。

* 上場株式、上場特定株式投資信託(ETF)、上場特定不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは、税務専門家(税務署等)にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

買取請求の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

* 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは15%(所得税15%)となる予定です。

EDINET提出書類 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家(税務署等)に確認することをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年8月20日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8,794,369,647	100.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	15,477,526	0.18
合計(純資産総額)		8,778,892,121	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JFアジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定)」です(以下同じ)。

(参考) J F アジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成22年8月20日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	香港	3,544,988,034	40.31
	シンガポール	739,564,306	8.41
	タイ	626,286,420	7.12
	インドネシア	360,288,000	4.10
	韓国	1,882,876,459	21.41
	台湾	1,233,328,693	14.02
	中国	75,292,490	0.86
	小計	8,462,624,402	96.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	331,628,988	3.77
合計(純資産総額)		8,794,253,390	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年8月20日現在)

順	围 /				帳簿価 額	帳簿価額	評価額	評価額	投資
	地域	種類	銘柄名	口数	単価	金額	単価	金額	比率
134	16136				(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	$\mathbf{IH} \wedge$	親投資信託 受益証券	JFアジア・成長株・マザーファンド (適格機関投資家限定)	4,925,989,832	1.7183	8,464,328,329	1.7853	8,794,369,647	100.18

(参考) JFアジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成22年8月20日現在)

$\overline{}$							帳簿価	· 下②至/邢		8月20日現	
	国 /						額	額	評価額	評価額	資
順位	増/ 地域	投資 国	種類	銘柄名	業種	株式数	単価	金額	単価	金額	投資比率
	-0-%		+ <i>P</i> +-				(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	半導体・半導体製造装 置	8,000	57,717.00	461,736,000	57,281.40	458,251,200	5.21
2	台湾			HON HAI PRECISION INDUSTRY CO.,LTD.	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	869,587	318.91	277,328,686	361.79	314,616,576	3.58
3	香港	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀 行	4,700,000	62.31	292,872,510	62.53	293,905,570	3.34
4	香港		株	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	4,000,000	68.79	275,189,600	71.98	287,938,000	3.27
5	韓国	韓国	株式	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	77,884	3,564.65	277,629,979	3,553.76	276,781,822	3.15
6	シガポール	香港	株 式	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	資本財	62,800	3,410.87	214,203,012	3,564.59	223,856,628	2.55
7	香港	香港	株式	HUTCHISON WHAMPOA	資本財	310,000	532.25	165,000,201	679.73	210,716,765	2.40
8	香港	中国	株式	CHINA NATIONAL BUILDINGS MA-H	素材	1,240,000	140.70	174,470,604	163.75	203,051,240	2.31
9	香港	中国	式	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	エネルギー	580,000	308.26	178,796,310	325.85	188,995,030	2.15
10	韓国	韓国	株式	DAELIM INDUSTRIAL CO	資本財	37,000	5,082.00	188,034,000	5,060.22	187,228,140	2.13
11	インドネア	インドネシア	株式	PT UNITED TRACTORS TBK	資本財	1,000,000	185.28	185,280,000	181.92	181,920,000	2.07
12		シガポー ル	株式	NEPTUNE ORIENT LINES LIMITED	運輸	1,424,000	123.53	175,919,251	123.53	175,919,251	2.00
13	香港	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	1,200,000	135.83	163,003,680	142.87	171,444,000	1.95
14	台湾		エレ	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	素材	630,000	228.60	144,020,520	266.66	167,995,800	1.91
15	韓国		エレ	HANA FINANCIAL HOLDINGS	銀行	69,180	2,457.50	170,010,541	2,410.31	166,745,937	1.90
16	香港		式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	438,000	364.31	159,571,503	369.26	161,737,632	1.84
17	韓国	神山	١	GS ENGINEERING & CONSTRUCTION CORP	資本財	27,000	5,851.56	157,992,120	5,764.44	155,639,880	1.77
18	香港		式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL -H	エネルギー	2,200,000	65.94	145,068,000	69.78	153,530,300	1.75
19	タイ		൛	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	エネルギー	90,000	1,663.94	149,754,600	1,674.78	150,730,200	1.71
20	台湾	台湾	エレ	AU OPTRONICS CORP	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	1,915,500	78.52	150,412,722	77.98	149,386,014	1.70
21	韓国		エレ	LG UPLUS CORP	電気通信サービス	257,864	564.82	145,648,807	571.36	147,333,690	1.68
22	香港	丁垱	式	LIMITED	食品・飲料・タバコ	500,000	281.34	140,672,000	290.68	145,342,750	1.65
23	台湾		式	CO LID	保険	1,100,000	134.41	147,857,419	129.31	142,241,000	1.62
24	タイ	タイ	1.5	KRUNG THAI BANK PUBLIC COMPANY-NVDR	銀行	4,000,000	34.41	137,668,000	35.23	140,920,000	1.60

25	韓国	韓国	株式		素材	3,400	36,063.84	122,617,086	37,098.60	126,135,240	1.43
26	香港	中国	株式	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-H	素材	400,000	282.45	112,980,286	303.32	121,329,600	1.38
		香港		ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	運輸	170,000	632.47	107,520,665	683.02	116,114,845	1.32
		韓国		LOTTE SHOPPING CO	小売	4,000	25,192.20	100,768,800	28,604.40	114,417,600	1.30
1	l	中国	エレ	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービ ス	70,000	1,523.62	106,653,586	1,633.11	114,317,980	1.30
30	香港	香港	株式	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	小売	600,000	173.20	103,921,440	189.68	113,812,440	1.29

(注)上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び本的性格 (二)ファンドの特色」および「2 投資方針 (1)投資方針 (イ)運用方針」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

(平成22年8月20日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.18

(参考) JFアジア・成長株・マザーファンド (適格機関投資家限定)

(平成22年8月20日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	8.85
		素材	10.34
		資本財	14.50
		運輸	4.33
		自動車・自動車部品	0.72
		耐久消費財・アパレル	2.05
		小売	3.64
		食品・飲料・タバコ	1.94
		銀行	19.18
		各種金融	1.28
		保険	3.48
		不動産	7.95
		ソフトウェア・サービス	1.30
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.79
		電気通信サービス	1.96
		公益事業	1.84
		半導体・半導体製造装置	7.08
合計			96.23

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年8月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

次の通りです	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1 口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1 口当たり 純資産額 (円) (分配付)
17期	(平成13年1月18日)	18,531	18,670	0.6700	0.6750
18期	(平成13年7月18日)	15,002	15,129	0.5933	0.5983
19期	(平成14年1月18日)	15,786	15,896	0.7148	0.7197
20期	(平成14年7月18日)	13,457	13,557	0.6791	0.6841
21期	(平成15年1月20日)	11,259	11,356	0.5782	0.5832
22期	(平成15年7月18日)	12,246	12,338	0.6660	0.6710
23期	(平成16年1月19日)	12,919	13,004	0.7573	0.7623
24期	(平成16年7月20日)	10,958	11,035	0.7121	0.7171
25期	(平成17年1月18日)	11,534	11,606	0.8030	0.8080
26期	(平成17年7月19日)	11,615	11,679	0.9145	0.9195
27期	(平成18年1月18日)	12,948	13,045	1.0673	1.0753
28期	(平成18年7月18日)	11,267	11,323	1.0064	1.0114
29期	(平成19年1月18日)	13,920	14,020	1.3910	1.4010
30期	(平成19年7月18日)	18,231	18,331	1.8261	1.8361
31期	(平成20年1月18日)	14,104	14,149	1.5859	1.5909
32期	(平成20年7月18日)	10,799	10,840	1.3309	1.3359
33期	(平成21年1月19日)	5,423	5,462	0.6961	0.7011
34期	(平成21年7月21日)	8,697	8,934	1.1038	1.1338
35期	(平成22年1月18日)	9,829	10,065	1.2496	1.2796
36期	(平成22年7月20日)	8,360	8,514	1.0883	1.1083
	平成21年8月末日	9,012	-	1.1237	-
	平成21年9月末日	9,407	-	1.1748	
	平成21年10月末日	9,430	-	1.1811	-
	平成21年11月末日	9,042	-	1.1370	-
	平成21年12月末日	9,895	-	1.2581	-
	平成22年1月末日	9,137	-	1.1411	
	平成22年2月末日	8,860	-	1.1110	-
	平成22年3月末日	9,911	-	1.2573	-
	平成22年4月末日	9,847		1.2646	-
	平成22年 5 月末日	8,613		1.1129	-
	平成22年6月末日	8,515	-	1.1047	-
	平成22年7月末日	8,860	-	1.1377	-
	平成22年 8 月20日	8,778	-	1.1287	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)			
17期	0.0050			
18期	0.0050			
19期	0.0050			
20期	0.0050			
21期	0.0050			
22期	0.0050			
23期	0.0050			
24期	0.0050			
25期	0.0050			
26期	0.0050			
27期	0.0080			
28期	0.0050			
29期	0.0100			
30期	0.0100			
31期	0.0050			
32期	0.0050			
33期	0.0050			
34期	0.0300			
35期	0.0300			
36期	0.0200			

【収益率の推移】

期	収益率(%)			
17期	15.9			
18期	10.7			
19期	21.3			
20期	4.3			
21期	14.1			
22期	16.0			
23期	14.5			
24期	5.3			
25期	13.5			
26期	14.5			
27期	17.6			
28期	5.2			
29期	39.2			

期	収益率(%)
30期	32.0
31期	12.9
32期	15.8
33期	47.3
34期	62.9
35期	15.9
36期	11.3

⁽注)収益率とは計算期間末の基準価額(分配付)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落)(以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)	残存口数 (口)
17期	379,533,960	3,053,309,114	27,658,488,876
18期	243,242,807	2,615,534,970	25,286,196,713
19期	526,139,048	3,726,079,559	22,086,256,202
20期	654,535,984	2,923,063,560	19,817,728,626
21期	222,728,003	568,130,721	19,472,325,908
22期	247,965,093	1,331,875,322	18,388,415,679
23期	243,091,112	1,572,141,735	17,059,365,056
24期	440,277,766	2,110,773,191	15,388,869,631
25期	260,413,496	1,284,573,957	14,364,709,170
26期	491,709,556	2,154,175,034	12,702,243,692
27期	1,237,986,217	1,808,122,656	12,132,107,253
28期	506,194,568	1,442,441,993	11,195,859,828
29期	479,293,282	1,667,935,382	10,007,217,728
30期	1,314,061,361	1,337,305,690	9,983,973,399
31期	605,308,820	1,695,534,079	8,893,748,140
32期	210,945,093	990,538,189	8,114,155,044
33期	220,481,015	543,107,286	7,791,528,773
34期	338,704,053	250,501,127	7,879,731,699
35期	374,856,377	388,540,267	7,866,047,809
36期	310,737,462	494,296,124	7,682,489,147

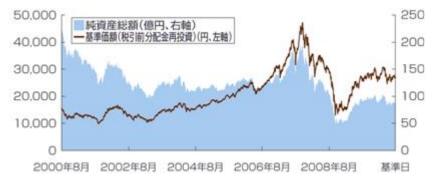
⁽注)設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(http://www.jpmorganasset.co.jp)、または販売会社でご確認いただけます。 過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2010年 8 月20日	設定日	1991年7月19日
純資産総額	87億円	決算回数	年2回





分配の推移

国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
中国	32.6%
韓国	21.4%
台湾	14.0%
香港	11.2%
タイ	7.1%
その他	10.1%

诵貨別構成状況

を	
通貨	投資比率 2
香港ドル	41.2%
韓国ウォン	21.4%
新台湾ドル	14.0%
タイバーツ	7.1%
シンガポールドル	5.9%
その他	6.8%
1 21 2 - 121 121 - + ++ 52+/-	

^{*}ベビーファンドにおいて、為替ヘッジを行っています。

期	年月	巴
32期	2008年7月	50
33期	2009年1月	50
34期	2009年7月	300
35期	2010年1月	300
36期	2010年7月	200
	設定来累計	9,290

^{*}分配金は税引前1万口当たりの金額です。

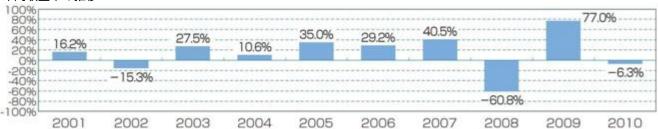
業種別構成状況

業種	投資比率 2
銀行	19.2%
資本財	14.5%
素材	10.4%
エネルギー	8.9%
不動産	8.0%
その他	35.4%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国 1	通貨	業種	投資比率 2
1	三星電子	韓国	韓国ウォン	半導体・半導体製造装置	5.2%
2	鴻海精密工業	台湾	新台湾ドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.6%
3	中国工商銀行	中国	香港ドル	銀行	3.3%
4	中国建設銀行	中国	香港ドル	銀行	3.3%
5	K B フィナンシャル・グループ	韓国	韓国ウォン	銀行	3.2%
6	ジャーディン・マセソン・ホールディングス	香港	米ドル	資本財	2.6%
7	和記黄埔	香港	香港ドル	資本財	2.4%
8	中国建材	中国	香港ドル	素材	2.3%
9	中国神華能源	中国	香港ドル	エネルギー	2.2%
10	大林産業	韓国	韓国ウォン	資本財	2.1%

年間収益率の推移



*年間収益率(%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた収益分配金(税引前))÷前年末営業日の基準価額 - 1} × 100

*2010年の年間収益率は前年末営業日から2010年8月20日までのものです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国に基づいて分類しています。
- 2 当ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄を当ファンドが直接保有しているものとみなし、当ファンドの純資 産総額に対する投資比率として計算しています。

^{*}基準価額(税引前分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に当ファンドへ再投資し たものとみなして算出した価額です。

^{*}基準価額(税引前分配金再投資)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの 受付が行われます。

申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

申込単位

10万円以上1円単位とします。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 また、自動けいぞく投資契約に加えて、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約 を取交わした場合、当該契約で規定する取得申込みの単位によるものとします。

受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資者は、取得申込日から起算して4営業日目までに取得申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金を支払いいただく場合があります。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

原則として午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の取得申込みとして取り扱います。

緊急事態発生時における受付の中止

委託会社は、天災や、電気・通信情報設備の機能停止等の不測の事態が生じ、有価証券が取引される市場における取引の停止や異常な混乱等の緊急事態が発生した場合、当ファンドへの追加信託を行うことが当ファンドの適正な運営を害すると判断したときは、やむを得ず取得申込みの受付を中止することがあります。

申込取扱場所

申込取扱場所	本店および本社所在地		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号		

⁽注)国内の全ての本・支店等において申込みおよび払込みの取扱いを行います。

2【換金(解約)手続等】

換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。

換金方法は、解約請求と買取請求による方法があります。

以下 から までの記載は、解約請求の場合のものです。買取請求による換金価格等については、販売会社にお問い合わせください。

換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

課税については、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。 販売会社に関しては、前記「1 申込(販売)手続等 申込取扱場所」をご参照ください。

換金時に手数料はかかりません。

換金単位

1円単位とします。

受渡方法

(a)換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して4営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。

受付時間

原則として午後3時までに、換金申込みが行われかつ当該換金申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の換金申込みとして取り扱います。

換金時の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1顧客当たり10億円を超える換金申込みはできません。また、別途、1日1顧客当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込みの金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込みの受付時間に制限を設ける場合があります。

換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取り扱うこととします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額(基準価額)は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社	本店および本社所在地
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

⁽注)国内の全ての本・支店等において申込みおよび払込みの取扱いを行います。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成3年7月19日から平成28年7月18日(休業日の場合は翌営業日。)までです。

ただし、後記「(5) その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託期間満了前に信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託約款を変更し、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年1月19日から7月18日までおよび7月19日から翌年1月18日までとします。

計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として毎年 1月18日および 7月18日 (該当日が休業日の場合は翌営業日)となります。

(5)【その他】

信託の終了等

- (a) 信託契約の解約
 - a. 委託会社は、当ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。その場合委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - b. 委託会社は、前記a.の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、前記d.により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない 旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付 します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。 (注)委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- (b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする 旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付し ます。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全

ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの規定にしたがいます。
- (注)委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

関係会社との契約の更新等に関する手続について

- (a) 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- (b) 委託会社とJFアセット・マネジメント・リミテッドとの間の投資運用の委託に関する契約(為替へッジの助言に関する契約を含みます。)には期限の定めはありません。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にかかる収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金の再投資停止にかかる販売会社所定の手続をとった場合は、収益分配金を受け取ることができます。収益分配金の支払いは、当該販売会社において行うものとします。この場合受益者は、支払開始日から5年間収益分配金の支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日目)までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

EDINET提出書類

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

受益者が、償還金について上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権および買取請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を委託会社に請求する権利を有し、また受益権の買取を販売会社に請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「3 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期計算期間(平成21年7月22日から平成22年1月18日まで)および第36期計算期間(平成21年1月19日から平成22年7月20日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【 J F アジア・成長株・ファンド 】 (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

		(+12.13)
	第35期 (平成22年 1 月18日現在)	第36期 (平成22年 7 月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	10,108,386,991	8,555,151,908
未収入金	3,688,459	1,351,540
流動資産合計	10,112,075,450	8,556,503,448
資産合計	10,112,075,450	8,556,503,448
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	235,981,434	153,649,782
未払解約金	3,688,459	1,351,540
未払受託者報酬	4,964,856	4,852,237
未払委託者報酬	36,736,731	35,095,623
その他未払費用	992,912	970,388
流動負債合計	282,364,392	195,919,570
負債合計	282,364,392	195,919,570
純資産の部		
元本等		
元本	7,866,047,809	7,682,489,147
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,963,663,249	678,094,731
(分配準備積立金)	5,146,054,320	4,732,457,323
元本等合計	9,829,711,058	8,360,583,878
純資産合計	9,829,711,058	8,360,583,878
負債純資産合計	10,112,075,450	8,556,503,448

(単位:円)

(2)【損益及び剰余金計算書】

第35期 第36期 (自 平成21年7月22日 (自 平成22年1月19日 至 平成22年1月18日) 至 平成22年7月20日) 営業収益 1,445,220,765 1,062,124,345 有価証券売買等損益 営業収益合計 1,445,220,765 1,062,124,345 営業費用 受託者報酬 4,964,856 4,852,237 36,736,731 35,095,623 委託者報酬 その他費用 992,912 970,388 営業費用合計 40,918,248 42,694,499 営業利益又は営業損失(1,402,526,266 1,103,042,593 経常利益又は経常損失(1,402,526,266 1,103,042,593 当期純利益又は当期純損失(1,402,526,266 1,103,042,593 -部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 35,129,091 28,808,700 約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金(817,973,268 1,963,663,249 剰余金増加額又は欠損金減少額 54,937,874 65,392,638 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 54,937,874 65,392,638 剰余金減少額又は欠損金増加額 40,663,634 123,077,481 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 40,663,634 123,077,481 加額 235,981,434 153,649,782 分配金 期末剰余金又は期末欠損金(678,094,731 1,963,663,249

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第35期 (自 平成21年 7 月22日 至 平成22年 1 月18日)	第36期 (自 平成22年 1 月19日 至 平成22年 7 月20日)
1 .有価証券の評価 基準および評価 方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.その他財務諸表 作成のための基 本となる重要な 事項	計算期間末日の取扱い 平成21年7月18日および平成21年7月19日ならびに平成21年7月20日が休日のため、信託約款第35条により、前計算期間末日を平成21年7月21日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第35期 (平成22年 1 月18日現在)	第36期 (平成22年 7 月20日現在)		
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本 額および期中解約元本額				
期首元本額	7,879,731,699円	7,866,047,809円		
期中追加設定元本額	374,856,377円	310,737,462円		
期中一部解約元本額	388,540,267円	494,296,124円		
2 計算期間末日における受益権の総数	7,866,047,809□	7,682,489,147□		
1口当たりの純資産額	1.2496円	1.0883円		
(1万口当たりの純資産額)	(12,496円)	(10,883円)		

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(大型人)				
	第35期	第36期		
区分	(自 平成21年7月22日	(自 平成22年1月19日		
	至 平成22年1月18日)		至 平成22年7月20日)	
1 信託財産の運用の指図に関する	純資産総額に年10,000分の30の率を乗	同左		
権限の全部または一部を委託す	じて得た額および信託約款第38条第1			
るために要する費用として委託	項第2号による基準価額倍率より計算			
者報酬の中から支弁している額	された額の合計額			
2 分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額	58,815,941円		53,878,016円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有			Ш	
価証券売買等損益額	- 円		- 円	
収益調整金額	2,162,852,787円		2,306,488,913円	ı
分配準備積立金額	5,323,219,813円		4,832,229,089円	
当ファンドの分配対象収益額	7,544,888,541円		7,192,596,018円	
当ファンドの期末残存口数	7,866,047,809□		7,682,489,147□	İ
1万口当たり収益分配対象額	9,591.71円		9,362.32円	İ
1万口当たり分配金額	300.00円		200.00円	
収益分配金金額	235,981,434円		153,649,782円	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

区分	第35期 (自 平成21年7月22日 至 平成22年1月18日)	第36期 (自 平成22年1月19日 至 平成22年7月20日)
1.金融商品に対す る取組方針	•	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容 およびそのリスク	-	当ファンドが当計算期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JFアジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定) 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3.金融商品に係るリスク管理体制	-	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果(パフォーマンス)のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

金融向品の特価寺に割りる事項		
区分	第35期 (平成22年1月18日現在)	第36期 (平成22年7月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価およびその差額	-	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その 差額はありません。
2 . 時価の算定方法	-	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載して おります。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳 簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額 を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第35期 (平成22年 1 月18日現在)		第36期 (平成22年 7 月20日現在)
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれ た評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	10,108,386,991	1,417,675,353	1,005,229,105
合計	10,108,386,991	1,417,675,353	1,005,229,105

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表(平成22年7月20日現在)

(イ)株式

該当事項はありません。

(ロ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受 益証券	日本円	J F アジア・成長株・マザーファンド(適格 機関投資家限定)	4,978,846,481	8,555,151,908	
合計			4,978,846,481	8,555,151,908	

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「JFアジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JFアジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定)」の状況 尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

(単位:円)

区分		(平成22年1月18日現在)	(平成22年7月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		3,860,544	165,192,302
コール・ローン		343,909,206	436,888,274
株式		9,764,294,743	7,914,843,558
派生商品評価勘定		-	67,887
未収入金		-	68,998,163
未収配当金		-	32,282,337
未収利息		471	598
流動資産合計		10,112,064,964	8,618,273,119
資産合計		10,112,064,964	8,618,273,119
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	60,475
未払金		-	61,465,135
未払解約金		3,688,459	1,351,540
流動負債合計		3,688,459	62,877,150
負債合計		3,688,459	62,877,150
純資産の部			
元本等			
元本	1	5,241,851,790	4,978,846,481
剰余金			
剰余金又は欠損金()		4,866,524,715	3,576,549,488
元本等合計		10,108,376,505	8,555,395,969
純資産合計		10,108,376,505	8,555,395,969
負債純資産合計		10,112,064,964	8,618,273,119

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年7月22日 至 平成22年1月18日)	(自 平成22年1月19日 至 平成22年7月20日)
1 .有価証券の評 価基準および 評価方法		株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として 時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価 証券 同左
	(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は 入手した評価額が時価と認定できない事由が 認められた場合は、委託会社が忠実義務に基 づいて合理的事由をもって時価と認めた価額 もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事 由をもって時価と認めた価額で評価しており ます。	(3)時価が入手できなかった有価証券 同左
2 . デリバティブ 等の評価基準 および評価方 法	個別法に基づき、原則として時価で評価してお	為替予約取引 同左

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

		有1111世分庙山青(内国投頁)
区分	(自 平成21年 7 月22日 至 平成22年 1 月18日)	(自 平成22年 1 月19日 至 平成22年 7 月20日)
表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号) 第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年 1 月18日現在)	(平成22年7月20日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首に おける当該親投資信託の元本額、期中追加設定 元本額および期中解約元本額		
期首元本額	5,410,480,934円	5,241,851,790円
期中追加設定元本額	249,549,292円	201,166,796円
期中解約元本額	418,178,436円	464,172,105円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳(注)		
JFアジア・成長株・ファンド	5,241,851,790円	4,978,846,481円
合 計	5,241,851,790円	4,978,846,481円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期 間末日における受益権の総数	5,241,851,790□	4,978,846,481□
1 口当たりの純資産額	1.9284円	1.7183円
(1万口当たりの純資産額)	(19,284円)	(17,183円)

⁽注)当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

区分	(自 平成21年7月22日 至 平成22年1月18日)	(自 平成22年 1 月19日 至 平成22年 7 月20日)
1.金融商品に対する取組方針	-	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容 およびそのリスク	-	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	-	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス)のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成22年 1 月18日現在)	(平成22年7月20日現在)
1 . 貸借対照表計上額、時価およびその差額	-	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その 差額はありません。
2 . 時価の算定方法	-	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

当期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	(平成22年1月18日現在)		(平成22年7月20日現在)
種類	貸借対照表計上額 当期間の損益に含まれた評 (円) 価差額(円)		当期間の損益に含まれた評価 差額(円)
株式	9,764,294,743	1,234,740,323	487,434,516
合計	9,764,294,743	1,234,740,323	487,434,516

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	(自 平成21年 7 月22日 至 平成22年 1 月18日)
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。
2.取引に対する取組 方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避および効率的な運用に資することを目的としております。
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的 な利益の確保を図る目的で利用しております。
4.取引に係るリスク の内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5.取引に係るリスク の管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に 従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。
6.取引の時価等に関する事項について の補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における 名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものでは ありません。

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

<u> </u>										
		(-	平成22年	F 1 月18日現在	((平成22年7月20日現在)				
区分	種類	契約額等	うち	時価	評価損益	契約額等	うち	時価	評価損益	
		(円)	1年超 (円)	(円)	(円)	(円)	1年超 (円)	(円)	(円)	
	為替予約取引									
以外	買建 香港ドル 売建	-	-	-	-	61,525,610	-	61,465,135	60,475	
引	香港ドル	-	-	-	-	69,066,050	-	68,998,163	67,887	
合計		-	-	-	-	130,591,660	-	130,463,298	7,412	

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

- (1)計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されて いる場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- (2)計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買 相場の仲値により評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3.契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表(平成22年7月20日現在)

(イ)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	88,000	39.94	3,514,720.00	
小計	銘柄数:	1		3,514,720.00	
				(305,464,315)	
	組入時価比率:	3.6%		3.9%	
 香港ドル	AGRICULTURAL BANK OF CHINA	1,210,000	3.21	3,884,100.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL -H	2,200,000	6.00	13,200,000.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	580,000	28.05	16,269,000.00	
	CNOOC LTD	1,200,000	12.36	14,832,000.00	
	ANGANG STEEL CO LTD-H	500,000	10.22	5,110,000.00	
	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-H	200,000	24.10	4,820,000.00	
	CHINA NATIONAL BUILDINGS MA-H	1,400,000	12.60	17,640,000.00	
	HUTCHISON WHAMPOA	225,000	47.60	10,710,000.00	
	ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	170,000	57.55	9,783,500.00	
	LI NING CO LTD	350,000	26.00	9,100,000.00	
	PORTS DESIGN LIMITED	400,000	20.65	8,260,000.00	
	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	600,000	15.76	9,456,000.00	
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	612,500	13.00	7,962,500.00	
	CHINA YURUN FOOD GROUP LIMITED	630,000	25.60	16,128,000.00	
	BANK OF CHINA LTD-H	1,700,000	4.02	6,834,000.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	4,000,000	6.26	25,040,000.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	4,700,000	5.67	26,649,000.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	438,000	33.15	14,519,700.00	
	CHEUNG KONG	80,000	90.35	7,228,000.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	500,000	16.08	8,040,000.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	300,000	15.66	4,698,000.00	
	GLORIOUS PROPERTY HOLDINGS LTD	2,000,000	2.27	4,540,000.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	300,000	31.60	9,480,000.00	
	WHARF HOLDINGS	200,000	39.95	7,990,000.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	40,000	139.40	5,576,000.00	
	CHINA MOBILE LTD	100,000	77.15	7,715,000.00	
	HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS HK HLDG	1,868,000	1.73	3,231,640.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS CO LTD	600,000	16.62	9,972,000.00	
<u></u> 小計	銘柄数:	28		288,668,440.00	
- H1	24.1324			(3,227,313,159)	
	組入時価比率:	37.7%		40.7%	
 シンガポールドル	NEPTUNE ORIENT LINES LIMITED	1,424,000	1.96	2,791,040.00	
777	DBS GROUP HOLDINGS LTD	140,000	14.56	2,038,400.00	
	KEPPEL LAND LIMITED	500,000	4.11	2,055,000.00	
	銘柄数:	300,000	7.11	6,884,440.00	
J : H I	PHILIXY .			(434,752,386)	
	組入時価比率:	5.1%		5.5%	
	題入時間に挙: BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	90,000	614.00	55,260,000.00	\vdash
<i>7</i> ·1 <i>1</i> /1− <i>J</i>	BANPU PUBLIC COMPANY LIMITED-FOREIGN REG	32,000	612.00	19,584,000.00	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	1			有価証券届出書(内国	
通貨	銘柄 銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	SRI TRANG AGRO-INDUSTRY PCL-NVDR	1,100,000		23,760,000.00	
	BANK OF AYUDHYA PUBLIC-NVDR	1,400,000	19.80	27,720,000.00	
	KASIKORNBANK PCL FOREIGN	300,000	97.00	29,100,000.00	
	KRUNG THAI BANK PUBLIC COMPANY-NVDR	4,000,000	12.70	50,800,000.00	
	ELECTRICITY GENERATING PCL-NVDR	200,000	86.75	17,350,000.00	
	ELECTRICITY GENERATING PUBLIC CO (F)	200,000	89.50	17,900,000.00	
小計	銘柄数:	8		241,474,000.00	
				(649,565,060)	
	組入時価比率:	7.6%		8.2%	
インドネシアルピア	PT UNITED TRACTORS TBK	1,000,000	19,300.00	19,300,000,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	1,000,000	9,750.00	9,750,000,000.00	
小計	銘柄数:	2		29,050,000,000.00	
				(281,785,000)	
	組入時価比率:	3.3%		3.6%	
韓国ウォン	DAELIM INDUSTRIAL CO	37,000	70,000.00	2,590,000,000.00	
	GS ENGINEERING & CONSTRUCTION CORP	27,000	80,600.00	2,176,200,000.00	
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	4,000	245,500.00	982,000,000.00	
	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	10,000		1,200,000,000.00	
	HYUNDAI MOBIS	2,000		400,000,000.00	
	KANGWON LAND INC	60,000		1,158,000,000.00	
	LOTTE SHOPPING CO	4,000		1,388,000,000.00	
	HANA FINANCIAL HOLDINGS	69,180		2,341,743,000.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	77,884		3,824,104,400.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	23,000		1,085,600,000.00	
	LG UPLUS CORP	257,864		2,006,181,920.00	
	SK TELECOM	8,000		1,288,000,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	8,000		6,360,000,000.00	
小計	銘柄数:	13		26,799,829,320.00	
3 H1	2411324			(1,916,187,796)	
	組入時価比率:	22.4%		24.2%	
 新台湾ドル	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	630,000		53,739,000.00	
3/11/31/7	SILITECH TECHNOLOGY CORP	250,000		23,075,000.00	
	KGI SECURITIES CO LTD	3,000,000	12.95	38,850,000.00	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	300,000	50.90	15,270,000.00	
	HUAKU DEVELOPMENT CO LTD	300,000	70.90	21,270,000.00	
	HUAKU DEVELOPMENT CO LTD NEW	17,885	70.90	1,268,046.50	
	AU OPTRONICS CORP	1,915,500	29.30	56,124,150.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY CO.,LTD.	869,587	119.00	103,480,853.00	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGR	1,700,000	26.35	44,795,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	261,486		15,976,794.60	
		2,175,000			
	UNITED MICROELECTRONICS CORPORATION		14.70	31,972,500.00	
小計	銘柄数: 	11		405,821,344.10	
	//	40.0%		(1,099,775,842)	
	組入時価比率:	12.9%		13.9%	
△ ÷1				7 044 045	
合計				7,914,843,558	
				(7,914,843,558)	

⁽注)各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(ロ)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

⁽注)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

⁽注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

EDINET提出書類 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表 当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開 示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

(平成22年8月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	8,795,271,320	円
負債総額	16,379,199	円
純資産総額(-)	8,778,892,121	円
発行済口数	7,777,808,233	
1口当たり純資産額(/)	1.1287	円

(参考) JFアジア・成長株・マザーファンド (適格機関投資家限定)

(平成22年8月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	8,901,555,192	円
負債総額	107,301,802	円
純資産総額(-)	8,794,253,390	円
発行済口数	4,925,989,832	
1口当たり純資産額(/)	1.7853	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 上記(1)の申請があった場合には、上記(1)の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 上記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 2 受益者に対する特典 ありません。
- 3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- 4 その他内国投資信託受益証券事務の概要
- (1) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(2) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額(有価証券届出書提出日現在)

資本金の額 2,218百万円 会社が発行する株式の総数 70,000株 発行済株式総数 56,265株

会社の意思決定機構

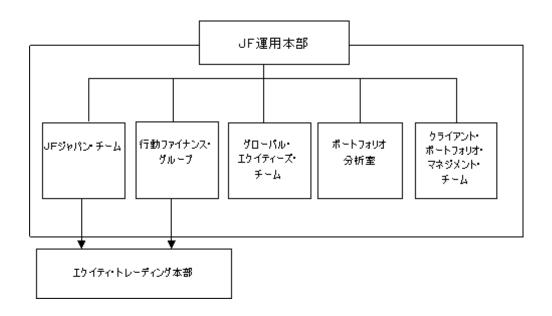
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項 (法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。)を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

投資運用の意思決定機構

(イ) JF運用本部



JF運用本部は、JFストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた運用を行います。 JF運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、JFストラテジー または行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定し ます。

JFジャパン・チームは、JF日本株式ストラテジーに基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。

行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。

グローバル・エクイティーズ・チームは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの各ポートフォリオ・マネジャーと交換した情報を参考に外国株式の投資判断を行います。

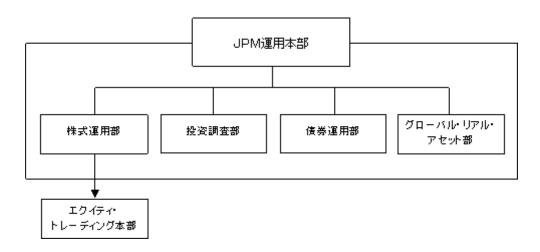
有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

クライアント・ポートフォリオ・マネジメント・チームは、JF運用本部の国内株式運用や海外関係会社 に運用を委託しているJFストラテジーによる外国株式運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資 家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を 行います。

エクイティ・トレーディング本部は、上記 ・ のチーム等による投資判断を受け、主に国内の株式の売買を執行します。

ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、上記・・・のチーム等にその結果を提供します。

(口) JPM運用本部



JPM運用本部は、国内株式・国内外の債券についてJPMストラテジーに基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部および債券運用部、ならびにグローバル・リアル・アセット部から構成されます。

投資調査部に所属するアナリストはJPMストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。

株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、上記の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。

債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また 国内外の債券の売買を執行します。

グローバル・リアル・アセット部は、委託会社のグループ会社が設定運用する外国投資信託および外国投資法人のスキームに関する当該会社に対するアドバイス等の業務を行います。

エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、 主に国内株式の売買を執行します。

- (ハ)上記(イ)および(ロ)以外に、為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部の運用商品 部が為替ヘッジの為の投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。
- (注)上記(イ)、(ロ)および(八)の意思決定機構、組織名称等は、平成22年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める下記の業務を行っています。

・投資助言・代理業

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に 関する第二種金融商品取引業

平成22年8月末現在、委託会社が設定・運用している追加型証券投資信託は124本、単位型証券投資信託は1本、親投資信託は56本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者) および登録金融機関を通じて行っています。運用している証券投資信託の合計純資産総額は13,507億円(ただし、親投資信託を除きます。)です。

3【委託会社等の経理状況】

1.委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、第19期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。)に基づいて、第20期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度(平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)の財務諸表及び第20期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第19期 (平成21年 3 月31日)		第20期 (平成22年 3 月31日)		1)	
		資源	産の部				
区分	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			13,273,564			4,432,272	
有価証券			-			6,701,185	
立替金			2,912			-	
前払費用			25,590			21,348	
未収入金			81,394			41,787	
未収委託者報酬			1,449,280			2,340,184	
未収収益			1,679,413			1,855,404	
未収還付法人税等			347,915			314,077	
繰延税金資産			565,915			414,964	
その他			97,879			139,989	
流動資産計			17,523,865	87.2		16,261,214	90.7
固定資産							
投資その他の資産			2,582,346			1,667,855	
投資有価証券		1,639,519			1,001,180		
敷金保証金		79,401			70,387		
繰延税金資産		843,805			562,869		
その他		19,619			33,419		
固定資産計			2,582,346	12.8		1,667,855	9.3
資産合計			20,106,212	100.0		17,929,069	100.0

		第19期 (平成21年 3 月31日)			第20期 22年 3 月31日		
		負債	責の部				
区分	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			227,241			158,136	
未払金			1,473,824			2,568,492	
未払収益分配金		1,999			1,430		
未払償還金		22,246			20,556		
未払手数料		521,491			965,710		
その他未払金		928,087			1,580,796		
未払費用			1,213,341			1,574,533	
未払法人税等			14,482			-	
賞与引当金			1,115,766			494,529	
役員賞与引当金			66,080			-	
その他			-			52,624	
流動負債計			4,110,736	20.5		4,848,316	27.0
固定負債							
長期未払金			3,471			-	
賞与引当金			1,200,522			884,554	
役員賞与引当金			177,812			85,246	
退職給付引当金			294,701			447,183	
固定負債計			1,676,507	8.2		1,416,985	7.9
負債合計			5,787,244	28.7		6,265,301	34.9

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		第19期 (平成21年 3 月31日)		第20期 (平成22年 3 月31日			
		純資	産の部				
区分	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	11.0		2,218,000	12.4
資本剰余金			1,000,000	5.0		1,000,000	5.6
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			11,338,597	56.4		8,424,686	47.0
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		11,304,921			8,391,009		
株主資本計			14,556,597	72.4		11,642,686	65.0
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			237,629	1.1		21,081	0.1
評価・換算差額等計			237,629	1.1		21,081	0.1
純資産合計			14,318,967	71.3		11,663,768	65.1
負債・純資産合計			20,106,212	100.0		17,929,069	100.0

(2)【損益計算書】

		第19期 (自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日)		第20期 (自平成21年4月1日) 至平成22年3月31日		日 日)	
区分	注記番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			15,781,383			14,034,721	
運用受託報酬			9,028,193			7,439,849	
その他営業収益			240,511			580,102	
営業収益計			25,050,087	100.0		22,054,673	100.0
営業費用							
支払手数料			5,986,412			5,582,113	
広告宣伝費			166,611			132,236	
調査費			5,395,927			4,769,376	
委託調査費		5,079,552			4,410,491		
調査費		290,580			344,634		
図書費		25,793			14,250		
委託計算費			373,679			335,638	
営業雑経費			388,946			334,860	
通信費		44,786			38,521		
印刷費		308,992			264,352		
協会費		29,547			27,634		
諸会費		5,620			4,352		
 営業費用計			12,311,577	49.1		11,154,226	50.6

		第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		(自平原	<u>爾証券届出書(内</u> 第20期 成21年 4 月 1 成22年 3 月31	日1日)	
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			5,399,518			6,015,273	
役員報酬		159,032			124,543		
給料・手当		3,021,451			3,268,995		
賞与		1,002,858			1,218,577		
賞与引当金繰入額		957,374			1,151,159		
役員賞与		116,524			102,253		
役員賞与引当金繰入額		70,031			29,075		
その他の報酬		72,247			120,668		
福利厚生費			360,063			403,474	
交際費			48,650			40,926	
寄付金			15,685			23,157	
旅費交通費			173,409			136,000	
租税公課			68,074			67,296	
不動産賃借料			812,982			961,375	
退職給付費用			199,742			257,598	
退職金			210,774			50,768	
消耗器具備品費			117,591			113,857	
事務委託費			165,407			294,061	
関係会社付替費用			2,909,618			2,037,675	
諸経費			150,136			137,426	
一般管理費計			10,631,656	42.5		10,538,892	47.8
営業利益			2,106,853	8.4		361,555	1.6

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

		(自平.f 至平.f	第19期 成20年 4 月 1 成21年 3 月31	日 日)	(自平月	<u> </u>	日
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
受取配当金		4,089			1,480		
投資有価証券売却益		12,155			148,708		
為替差益		-			176,041		
その他営業外収益		14,993			11,644		
営業外収益計			31,238	0.1		337,874	1.5
営業外費用							
為替差損		232,044			-		
投資有価証券売却損		50,453			193,920		
デリバティブ損失		-			32,039		
デリバティブ評価損		-			52,624		
その他営業外費用		37,008			22,453		
営業外費用計			319,506	1.3		301,037	1.4
経常利益			1,818,585	7.2		398,392	1.7
特別利益							
前期損益修正益		15,546			-		
特別利益計			15,546	0.1		-	-
特別損失							
投資有価証券評価損		1,260,823			-		
ゴルフ会員権評価損		16,296			-		
特別損失計			1,277,119	5.1		-	-
税引前当期純利益			557,013	2.2		398,392	1.7
法人税、住民税及び事業税			667,696	2.7		57,906	0.2
法人税等調整額			306,338	1.2		254,397	1.1
当期純利益			195,655	0.7		86,088	0.4

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	ı	(羊位・111)
	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
 株主資本		
八	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金	2,210,000	2,2.0,000
資本準備金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金	1,000,000	1,000,000
利益準備金		
前期末残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
	35,070	33,070
繰越利益剰余金		
前期末残高	11,109,265	11,304,921
当期変動額	11,103,203	11,304,321
	_	3,000,000
対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	195,655	86,088
	195,655	2,913,911
	11,304,921	8,391,009
	11,304,921	6,391,009
株主資本合計 前期主残事	14 260 042	14 556 507
前期末残高 当期亦動類	14,360,942	14,556,597
当期変動額		2 000 000
剰余金の配当	105 655	3,000,000
当期純利益	195,655	86,088
当期変動額合計	195,655	2,913,911
当期末残高	14,556,597	11,642,686
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	400.040	007 000
前期末残高 ソカスチャラ	436,018	237,629
当期変動額	400 000	050 7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	198,390	258,711
当期変動額合計	198,390	258,711
当期末残高 類傷 投資業務等の記	237,629	21,081
評価・換算差額等合計	400.040	207 222
前期末残高	436,018	237,629
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	198,390	258,711
当期変動額合計	198,390	258,711
当期末残高	237,629	21,081
純資産合計		
前期末残高	13,924,923	14,318,967
当期変動額		
剰余金の配当	-	3,000,000
当期純利益	195,655	86,088
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	198,390	258,711
当期変動額合計	394,045	2,655,199
当期末残高	14,318,967	11,663,768

重要な会計方針

項目	第19期 (自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日)	第20期 (自平成21年 4 月 1 日 至平成22年 3 月31日)
1 . 有価証券の評価基準	その他有価証券	その他有価証券
及び評価方法 	時価のあるもの	時価のあるもの
	期末日の市場価格等に基づく時価	同左
	法(評価差額は全部純資産直入法に	
	より処理し、売却原価は移動平均法	
	により算定)を採用しております。	
	-	時価のないもの
		移動平均法による原価法を採用し
これがこくず笠の部		· •
2 . デリバティブ等の評	-	デリバティブ
価基準及び評価方法		時価法を採用しております。
3 . 引当金の計上基準	(1)賞与引当金	(1)賞与引当金
	従業員に対する賞与の支給、及び	同左
		195
	親会社の運営する株式報酬制度に	
	係る将来の費用負担に備えるため、	
	当事業年度に帰属する額を計上し	
	ております。	
	· •	(6) 仍显常长到火人
	(2)役員賞与引当金	(2)役員賞与引当金
	役員に対する親会社の運営する株	同左
	式報酬制度に係る将来の費用負担	
	に備えるため、当事業年度に帰属す	
	る額を計上しております。	
	(3)退職給付引当金	(3)退職給付引当金
	従業員に対する退職給付に備える	同左
	ため、当事業年度末における退職給	
	付債務に基づき退職給付引当金を	
	計上しております。	
	過去勤務債務については、その発	
	生時における従業員の平均残存勤	
	務期間以内の一定の年数(8年)	
	による定額法により、発生した事業	
	年度から費用処理しております。	
	数理計算上の差異は、その発生時	
	における従業員の平均残存勤務期	
	間以内の一定の年数(8年)によ	
	る定額法により按分額を、それぞれ	
	発生した翌事業年度から費用処理	
	することとしております。	
┃ ┃ 4 . その他財務諸表作成	消費税等の会計処理	 消費税等の会計処理
のための基本となる	消費税及び地方消費税の会計処理	同左
重要な事項	は、税抜方式によっております。	

表示方法の変更

第19期 (自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日)	第20期 (自平成21年 4 月 1 日 至平成22年 3 月31日)
(損益計算書) 1.前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。 2.前事業年度において「有価証券売却益」として表示しておりましたものは、当事業年度から「投資有価証券売却益」として計上しております。	(損益計算書)
3.前事業年度まで区分掲記しておりました「分配金・償還金時効」(当事業年度492千円)は、営業外収益の100分の10以下のため、営業外収益の「その他営業外収益」に含めて表示しております。 4.前事業年度まで区分掲記しておりました「業法上の負担額」(当事業年度21,581千円)は、営業外費用の100分の10以下のため、営業外費用	-
の「その他営業外費用」に含めて表示しております。	

注記事項

(貸借対照表関係)

第19期	第20期
(平成21年 3 月31日)	(平成22年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

第19期	第20期
(自平成20年 4 月 1 日	(自平成21年 4 月 1 日
至平成21年 3 月31日)	至平成22年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

第19期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	56,265	1	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

第20期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	1	-	56,265

2.配当に関する事項

配当金支払額

	(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
3	平成21年7月30日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	53,319	平成21年7月31日	平成21年8月5日

(リース取引関係)

第19期	第20期
(自平成20年 4 月 1 日	(自平成21年 4 月 1 日
至平成21年 3 月31日)	至平成22年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(1)金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。なお、シードキャピタルとして取得した当該投資信託の価格変動リスクを軽減する目的で先物取引を行うことがありますが、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外関係会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、株価指数先物取引を行うことにより価格変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、シードキャピタルの市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引であります。

金融商品に係るリスク管理体制

()信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権のうち、海外関係会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を 定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

()市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引実績は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

()資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくるリスク)の管理 各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の 維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,432,272	4,432,272	-
(2)有価証券	6,701,185	6,701,185	-
(3)未収委託者報酬	2,340,184	2,340,184	-
(4)未収収益	1,855,404	1,855,404	-
(5)投資有価証券	1,001,180	1,001,180	-
資産計	16,330,227	16,330,227	-
(1)未払手数料	965,710	965,710	-
(2)未払金	1,580,796	1,580,796	-
(3)未払費用	1,574,533	1,574,533	-
(4)デリバティブ取引	52,624	52,624	-
負債計	4,173,663	4,173,663	-

(注1)金融商品の時価算定方法

資産

- (1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬、及び(4)未収収益 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5)投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

- (1)未払手数料、(2)未払金、及び(3)未払費用
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4)デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,432,272	-	-	-
未収委託者報酬	2,340,184	-	-	-
未収収益	1,855,404	-	-	-
合計	8,627,861	-	-	-

(有価証券関係)

第19期(平成21年3月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額	
その他				
投資信託	2,040,176	1,639,519	400,656	

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

売却額 売却益の合計額		売却損の合計額
873,700	12,155	50,453

(注)当事業年度において、その他有価証券で時価のあるものについて1,260,823千円減損処理を行っております。

第20期(平成22年3月31日)

1. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取	その他			
得原価を超えるもの	投資信託	589,030	465,635	123,395
貸借対照表計上額が取	その他			
得原価を超えないもの	投資信託	412,150	500,000	87,850
合計		1,001,180	965,635	35,545

(注)有価証券(貸借対照表計上額 6,701,185千円)については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他			
投資信託	1,029,329	148,708	193,920

(デリバティブ取引関係)

第19期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第20期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 株式関連

(単位:千円)

区分	取引の種類	取引の種類 契約額等		時価	評価損益
→ 4里取引	株価指数先物取引				
市場取引 	売建	807,576	-	860,200	52,624

(注)時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

(退職給付関係)

第19期 (自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日)		第20期 (自平成21年 4 月 1 日 至平成22年 3 月31日)		
1.採用している退職給付制度の概要		1.採用している退職給付制度の概要		
当社は平成19年10月に、確定拠出型	年金制度及	同左		
び、キャッシュバランス型年金制度を	を導入致し			
ました。				
2.退職給付債務に関する事項		2 . 退職給付債務に関する事項		
	. — — .			
	(千円)		(千円)	
退職給付債務	299,861	退職給付債務	454,283	
年金資産	-	年金資産	-	
会計基準変更時差異	-	会計基準変更時差異	-	
未認識過去勤務債務	32,435	未認識過去勤務債務	27,445	
未認識数理計算上の差異	37,595	未認識数理計算上の差異	34,545	
退職給付引当金	294,701	退職給付引当金	447,183	
(+ + + +)	204,701	(+ + + +)	777, 100	

		有個証券屆出書(內国投資1
第19期 (自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日)		第20期 (自平成21年 4 月 1 日 至平成22年 3 月31日)
3.退職給付費用に関する事項		3.退職給付費用に関する事項
	(千円)	(千円)
勤務費用(注1)	150,141	1 勤務費用 175,146
利息費用	1,691	1 利息費用 5,248
過去勤務債務の費用処理額	4,682	2 過去勤務債務の費用処理額 4,990
数理計算上の差異の費用処理 額	850	数理計算上の差異の費用処理 額 4,591
確定拠出年金支払額	57,142	2 確定拠出年金支払額 62,916
その他	3,700	0 その他(注1) 14,687
- 退職給付費用 (+ + + + +) (注1)出向者分の費用は、上記金	199,742	退職給付費用 (+ + + + +) 257,598 (注2)
れておりません。		(注1)その他の金額は、主に当社への出向
100000000		者分の退職給付費用であります。
		(注2)当社からの出向者分の退職給付費用
		は、上記金額に含まれておりません。
4.退職給付債務等の計算の基礎に関	する事項	4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
退職給付見込額の期間配 期 分方法	間定額方式	退職給付見込額の期間配 別間定額方式 分方法
割引率	1.75%	6 割引率 1.75%
過去勤務債務の額の処理 年数	8年	過去勤務債務の額の処理 年数 8年
(発生時の従業員の平均残存勤務 一定の年数による定額法により、発		(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の 一定の年数による定額法により、発生した事

す。)

ております。)

業年度から費用処理することとしておりま す。) 数理計算上の差異の処理 8年

(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の 一定の年数による定額法により、それぞれ発 生した翌事業年度から費用処理することとし ております。)

年数

数理計算上の差異の処理 8年 年数 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の 一定の年数による定額法により、それぞれ発 生した翌事業年度から費用処理することとし

業年度から費用処理することとしておりま

(ストック・オプション等関係)

第19期	第20期
(自平成20年 4 月 1 日	(自平成21年 4 月 1 日
至平成21年 3 月31日)	至平成22年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

第19期 (平成21年 3 月31日)		第20期 (平成22年 3 月31日)		
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の予 原因別の内訳	後生の主な	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
(流動) 繰延税金資産 未払費用 賞与引当金 役員賞与引当金 その他	(千円) 104,851 454,005 26,888 6,127	(流動) 繰延税金資産 未払費用 賞与引当金 繰越欠損金 その他	(千円) 24,704 201,224 201,624 12,154	
繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 未収事業税 繰延税金資産の純額	591,871 6,127 585,744 19,828 565,915	繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 未収事業税 繰延税金資産の純額	439,707 7,278 432,428 17,463 414,964	
(固定) 繰延税金資産 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 その他 その他有価証券評価差額金 繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産の純額	(千円) 488,492 72,351 119,913 6,651 163,027 850,436 6,631 843,805 843,805	(固定) 繰延税金資産 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 その他 繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 繰延税金資産の純額	(千円) 359,925 34,686 181,958 7,391 583,963 6,630 577,332 14,463 562,869	
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の の負担率との間に重要な差異がある 当該差異の原因となった主要な項目	るときの、	2 . 法定実効税率と税効果会計適用 の負担率との間に重要な差異が 当該差異の原因となった主要な	ぶあるときの 、	

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			Ì
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入され ない項目	18.7%	交際費等永久に損金に算入され ない項目	38.7%
評価性引当額	2.3%	その他	1.0%
その他	3.2%	税効果会計適用後の法人税等の負	78.4%
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	64.9%	担率	

(企業結合等関係) 第19期 第20期 (自平成21年4月1日 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 至平成22年3月31日) 共通支配下の取引等 1.結合当事企業又は対象となった事業の名称及 び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業 の名称並びに取引の目的を含む取引の概要 (1)対象となった事業の名称及びその事業の内 JPモルガン信託銀行株式会社(現ニューヨー クメロン信託銀行株式会社)の一部業務 (資 産運用業務ならびに投資信託受益権等の募集 の取扱い及び私募の取扱いに係る業務等) (2)企業結合の法的形式 JPモルガン信託銀行株式会社(現ニューヨー クメロン信託銀行株式会社)を事業譲渡会社。 当社を事業譲受会社とする事業譲渡 (3)結合後企業の名称 名称の変更はありません。 (4)取引の目的を含む取引の概要 米国の銀行持株会社であるJPモルガン・ チェース・アンド・カンパニーのJPモルガン ・アセット・マネジメント・グループに属す るJPモルガン信託銀行株式会社 (現ニュー ヨークメロン信託銀行株式会社)の資産運用 業務と当社の資産運用業務を統合することで、 顧客サービスのより一層の向上と経営資源の 有効活用が図れるものと考え、業務を譲り受け ました。 事業譲受日 平成20年5月31日 資産運用業務 平成20年7月31日 投資信託受益権等の募集の 取扱い及び私募の取り扱 いに係る業務 譲り受けた資産負債の額 資産の額 857,471千円 (未収収益および未収入金) 負債の額 45,339千円 (未払費用および未払金) 2. 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」 (企業会計審議会 平成15年10月31日)及び 「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に 関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終 改正平成20年5月13日 企業会計基準適用指針 第10号)に基づき、「共通支配下の取引」とし

て会計処理を行っております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(関連当事者情報)

第19期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万 ポンド	金融業	なし	海外または 国内における 投資の助言 または一任	調査費	1,959,309	未払費用	298,734
同一の親 会社を持 つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万 香港ドル	金融業	なし	海外または 国内における 投資の助言 または一任 役員の兼任	投資の助言 ・一任 の受任	1,794,147	未収収益	293,631
同一の親会社を持	JPモルガン信託 銀行株式会社 (現ニューヨー	東京都丸の内 二丁目7番3 号東京ビル	40億円	金融業	なし	資産運用業 務、投資信託 受益権等の	事業の譲	857,471	未収収益・ 未収入金	•
つ会社 (注2)	クメロン信託銀 行株式会社) (注1)	ラ東京 こル ディング (注2)	(注2)	(注2)	(注2)	募集及び私募 の取扱い業務 (注3)	受	45,339	未払費用・ 未払金	

- (注1)平成21年3月1日をもって親会社の変更に伴い、関連当事者の範囲から除外されております。
- (注2)関連当事者であった最終日である平成21年2月28日時点の状況を記載しております。
- (注3)事業譲受日、平成20年5月31日、および平成20年7月31日時点の状況を記載しております。事業譲受後、上記業務は行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
- (2)投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会計情報

JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア)インク(非上場)

第20期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1.関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親 会社を持 つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万 ポンド	金融業	なし	海外または 国内における 投資の助言 または一任	調査費	2,199,785	未払費用	943,282
同一の親 会社を持 つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万 香港ドル	金融業	なし	海外または 国内における 投資の助言 または一任 役員の兼任	投資の助 言・一任 の受任	940,650	未収収益	205,555

- (注1)取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。
- (注2)取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1)調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
 - (2)投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア)インク(非上場)

(1株当たり情報)

第19期 (自平成20年 4 月 1 E 至平成21年 3 月31 E		第20期 (自平成21年 4 月 1 日 至平成22年 3 月31日)		
1 株当たり純資産額	254,491円56銭	1 株当たり純資産額	207,300円59銭 1,530円06銭	
1 株当たり当期純利益	3,477円38銭	1 株当たり当期純利益		
なお、潜在株式調整後1株当たりについては、潜在株式が存在しないおりません。 1株当たりの当期純利益の算定上	ため記載して	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。 1株当たりの当期純利益の算定上の基礎		
損益計算書上の当期純利益	195,655千円	損益計算書上の当期純利益	86,088千円	
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-	
普通株式に係る当期純利益	195,655千円	普通株式に係る当期純利益	86,088千円	
普通株式の期中平均株式数	56,265株	普通株式の期中平均株式数	56,265株	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行う ことが禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円(平成22年3月末現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名 称:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

業務の概要:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法

律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から

再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原

信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成22年8月末現在)	事業の内容
1	野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に 定める第一種金融商品 取引業を営んでいます。

(3)マザーファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
1	JFアセット・マネジメント・リ ミテッド	60百万香港ドル	投資運用業務および投 資顧問業を行っていま す。

(4)マザーファンドの運用指図にかかる助言先の会社

	名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
1	」Pモルガン・アセット・マネジ メント(シンガポール)リミテッ ド	567,521米ドル	投資運用業務および投 資顧問業を行っていま す。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*一部解約金・償還金の支払い等を行います。
*販売会社にて所定の手続をとった場合に限ります。

(3) マザーファンドの運用委託先の会社

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。また、委託会社に当ファンドにおける為替ヘッジに関する助言を行います。

(4)マザーファンドの運用指図にかかる助言先の会社

JFアセット・マネジメント・リミテッドとの契約により、同社に対し、マザーファンドの運用指図にかかる助言を行います。

3【資本関係】

受託会社、販売会社およびマザーファンドの運用委託先の会社との間に直接的な資本関係はありません。

第3【その他】

(1) 交付目論見書および請求目論見書は、以下の記載をすることがあります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。

交付目論見書および請求目論見書の表紙または裏表紙に図案、委託会社のロゴおよび管理番号等を記載することがあります。

交付目論見書および請求目論見書の表紙に、使用開始年月を記載することがあります。

交付目論見書および請求目論見書の表紙に、使用開始年月日を記載します。

(2) 交付目論見書の表紙、表紙裏または手続・手数料等お申込みメモに、以下の項目について記載します。

委託会社の照会先(電話番号および受付時間、ホームページアドレス)。

当ファンドの課税上の取り扱い。

当ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できる旨。 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される請求目論見書は、委託会社の ホームページに掲載されており、当ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されている旨。 交付目論見書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨。

当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。

「ご購入に際しては、交付目論見書の内容を十分にお読みください。」という旨。

(3) 請求目論見書の表紙または表紙の次に、以下の項目について記載します。

請求目論見書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」および第三部「委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)である旨。

当ファンドの課税上の取り扱い。

(4) 請求目論見書は、以下の項目について記載します。

投資信託約款の全文を請求目論見書に記載します。なお、請求目論見書の記載項目と重複する項目については、投資信託約款を参照すべき旨を記載することで、届出書の内容の記載に代えることがあります。

請求目論見書に記載された用語の一部を解説し、「基本用語の解説」として記載します。

(5) 交付目論見書に記載する運用実績は、データを適時更新することがあります。

平成22年3月3日

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJFアジア・成長株・ファンドの平成21年7月22日から平成22年1月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JFアジア・成長株・ファンドの平成22年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>

平成21年6月24日

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大木 一昭 業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田光夫業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

^()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成22年9月8日

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJFアジア・成長株・ファンドの平成22年1月19日から平成22年7月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JFアジア・成長株・ファンドの平成22年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>

平成22年6月23日

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大木 一昭 業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

^()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。